

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等（民間でいう社会保険、厚生年金）に関する事業を行っています。
	公立学校共済組合兵庫支部	
	赤穂市職員互助会	職員の相互共済及び福利増進のための事業、各種給付事業、貸付事業等を行っています。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害（公務災害）について、地方公務員災害補償法に基く補償を行います。

## 7 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数 0件

## 8 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て件数 0件

## 9 内部通報に関する状況

内部通報件数 0件

※人事行政の運営等の状況については、企業会計分を含め、赤穂市ホームページにも掲載しています。

## 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成23年度）

### (1) 職員研修

研修の種類	内容	研修受講人数
派遣研修	市町村職員中央研修所等において開催される研修	延151名
庁内研修	庁内講師及び派遣講師による研修	延1,055名
自主研修	職員の自主的な参加に基づく研修及び報告会等	延68名

### (2) 勤務評定の目的

勤務成績の評定は、人事管理上必要な職員に関する基礎資料を得て、客観的かつ公正に職員の勤務実績を測定し、評定することで、情実を排除した公正な人事行政の運営と、職員の執務能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

### (3) 勤務評定の実施状況

- ア 対象者 課長以下の全職員
- イ 評定者 原則として直近の上司2名
- ウ 基準日 各年6月1日及び12月1日
- エ 評定期間 12月2日～6月1日（基準日6月1日）  
6月2日～12月1日（基準日12月1日）

### (11) 特別職の退職手当の状況（平成24年4月1日現在）

区分	退職手当の支給割合
市長	在職期間1期（4年）18,543千円 （1月につき給料月額100分の41.36）
副市長	在職期間1期（4年）9,441千円 （1月につき給料月額100分の25.38）

## 3 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況

職員の勤務時間	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
	38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

### (2) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況（平成23年中）

年次休暇	内容	平均取得日数	前年平均取得日数
	1年に最大20日付与（1年で消化できなかった場合は翌年にもみ繰越可）	8.8	9.4

### (3) 育児休業の取得状況（平成23年度）

育児休業を新たに取得した職員数と取得予定期間

取得期間	3ヵ月未満	3～6ヵ月	6～9ヵ月	9ヵ月以上	合計
取得者数	0	0	0	4	4

### (4) 介護休暇の取得状況（平成23年度）

介護休暇を取得した職員数と取得予定期間

取得職員数……0人

※休暇の種類等については、赤穂市ホームページをご覧ください。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成23年度）

### (1) 分限処分の種類及び件数

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた時に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。

処分件数 休職処分 1件（心身の故障による）

### (2) 懲戒処分の種類及び件数

懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分件数	0	0	0	0	0

### ⑤管理職手当の状況

年度	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成23年度	45,258千円	566千円
平成22年度	41,527千円	519千円

※平成22年度の管理職手当は、部長級10%、課長級5%をカットしています。（平成15年4月1日から平成23年3月31日まで）

### ⑥その他の手当（平成24年4月1日現在）

区分	内容	国の制度との異同	国の制度	支給実績	平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 1人につき6,500円 （配偶者無1人11,000円） 満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円を加算	同		65,998千円	253千円
住居手当	貸家居住者 12,000円 を超える家賃の額（27,000円を限度） 自宅居住者 1,600円	異	自宅居住者支給なし	20,314千円	79千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額（55,000円を限度） 自動車等利用者 片道2km以上の者（2,000円～24,500円）	同		20,767千円	58千円

（注）支給実績及び1人当たり平均支給年額は、平成23年度の普通会計決算をもとに算出しています。

### (10) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分	給料月額等
給料	市長 840,600円（10%減額） 副市長 736,250円（5%減額）
報酬	議長 508,000円 副議長 434,000円 議員 392,000円
期末手当等	（23年度支給割合） 市長 6月期 1.65月分 12月期 1.80月分 計 3.45月分 ※加算措置 有
	（23年度支給割合） 議長 6月期 1.575月分 12月期 1.725月分 計 3.30月分 ※加算措置 有

## 第7次赤穂市行政改革推進委員会委員を募集します

市では、第7次赤穂市行政改革大綱を策定するにあたり、市民の幅広い意見を求め、地域の実情に応じた改革、改善を推進するため、第7次赤穂市行政改革推進委員会の委員を募集します。

- 1 応募資格（すべて満たすこと）
  - ・市内在住の20歳以上の人
  - ・平日昼間の会議に出席できること
  - ・市職員、市議会議員、本市の他の公募委員でないこと
- 2 募集人数 2名（予定）
- 3 応募方法  
住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記載した申込書（書式は自由）及び「赤穂市の行政改革について」の作文（800字程度）を持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。
- 4 応募期限 11月30日（金）必着
- 5 選考方法と結果の通知  
選考委員会による選考とし、結果は応募者全員に文書により通知します。
- 6 応募・問い合わせ先  
総務部行政課 〒678-0292（住所不要）  
☎43・6850 FAX 43・6892  
Eメール gyousei@city.ako.lg.jp

## パブリックコメントを募集します

赤穂市都市計画マスタープラン（素案）について市民の皆さまのご意見を反映させるため、ご意見を募集（パブリックコメント）いたします。

### 1. 赤穂市都市計画マスタープラン（素案）の公表方法

- (1)市のホームページに掲載 (2)市内各公民館（9カ所）で供覧
- (3)建設経済部都市整備課計画係（市役所2階）で供覧

### 2. 募集期間

11月14日（水）～12月13日（木）

### 3. 提出方法

計画（素案）に対するご意見に住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、建設経済部都市整備課計画係まで持参（土日、祝日を除く）、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。（書式自由）（12月13日（木）必着）

### 4. 提出できる人

(1)市内に在住、在勤、在学の人 (2)市内に事務所や事業所等がある法人、団体等

### 5. 結果の公表

提出されたご意見の概要と検討結果については、市のホームページ等で公表します。

（注）▷ご意見をいただいた方の氏名等の公表はいたしません。

▷ご意見に対する個別の回答はいたしません。▷内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

### 6. 提出・問い合わせ先

建設経済部都市整備課計画係 〒678-0292（住所不要）  
☎43・6828 FAX 43・6892  
Eメール tosikei@city.ako.lg.jp